諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成29年4月27日(平成29年(行情)諮問第164号)

答申日:平成30年6月14日(平成30年度(行情)答申第129号)

事件名:「平和安全法制の施行に係る検討状況について」のうち「その他」に

ついて行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関す

る件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる22文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月21日付け防官文第18044号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。) が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

アー他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、 当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件にお ける国の主張)である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写して いるか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日 付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書

ア 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特 定・開示されなければならない。

本件審査請求と同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの審査請求に対して、法の所管官庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所 管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また諮問庁も過去における開示決定(平成25年12月25日付け 防官文第17119号)でWordファイルを特定・明示している ので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

イ 諮問庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を 行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが平成28年7月1日付け書状及び同年7月15日付け書状 によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を 避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、処分庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象 と扱わずに開示決定等を行っているのである。 本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに,その情報 について開示決定等をやり直すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『平和安保法制の施行に係る検討状況について』のうち『その他』について行政文書ファイル等につづられた文書の全て。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

原処分において、別紙1の文書10及び文書12のそれぞれ一部については、これを公にすることにより、今後の会議等における率直な意見交換に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とし、文書14中の「4.議事」の全てについては、これを公にすることにより、自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、今後の会議等における率直な意見の交換に支障を及ぼすおそれがあることから法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1)審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト及びプレゼンテーションソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで明示していない。

(2)審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」とし

- て、「本件対象文書と関わりのない情報」についても特定し、開示・不 開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情 報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用 又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないた め、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はな い。
- (3)審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、開示の実施の申出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4)審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5)以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年4月27日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年5月22日 審議

④ 同年6月5日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 平成30年4月24日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年5月28日 審議

⑦ 同年6月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる22文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1)制度改正の検討に係る情報

文書10及び文書12の不開示部分には、賞じゅつ金制度の改正に係る具体的な検討内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、平和安全法制の施行を踏まえた自衛隊の任務に係る自衛隊員の処遇等についての防衛省内での未成熟な検討内容が明らかとなり、今後の同種の会合において防衛省内での自由かっ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2)議事録

文書14の不開示部分には、平和安全法制の成立等を受けて、防衛省として取り組むべき課題等について、非公開の場において、会合の出席者が率直な意見交換を行った内容が記載されている。

当該不開示部分のうち、別紙 2 に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、平和安全法制の施行を踏まえた自衛隊の任務に係る自衛隊員の処遇等についての防衛省内での未成熟な検討内容及び率直な意見交換の内容が明らかとなり、今後の同種の会合において防衛省内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法 5 条 5 号に該当し、同条 3 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙 2 に掲げる部分は、他の開示部分から容易に推測ができる記載であり、又は、一般的な記載にとどまることから、これを公にしても、自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、国の機関内部における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないことから、法 5 条 3 号及び 5 号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 3 号及び 5 号に該当するとして不開示とした決定については、別紙 2 に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、同条 3 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙 2 に掲げる部分は、

同条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。 /*x 。 ポム、

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

別紙1

- 文書 1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法 等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓 令(平成28年防衛省訓令第18号)
- 文書 2 国際機関等に派遣された防衛省職員の平均給与額計算の基礎となる 給与に加える寒冷地手当に関する省令案
- 文書3 防衛省職員給与施行細則の一部改正について
- 文書 4 防衛省職員給与施行規則 新旧対照表
- 文書 5 2 8 0 1 1 3 衆・安保委 玉木君 問 5
- 文書6 280113 衆・安保委 青柳君 問4
- 文書 7 防衛省職員の災害補償に関する政令 説明資料
- 文書8 防衛人事審議会職員処遇問題部会議事録(第31回)
- 文書 9 第 3 1 回職員処遇問題部会(参考資料)
- 文書 10 平和安全法制成立等に伴う賞じゅつ金制度の改正について(28. 2.24)
- 文書11 賞じゆつ金に関する訓令(昭和38年防衛庁訓令第15号)新旧
- 文書12 平和安全法制成立等に伴う賞じゅつ金制度の改正について(28. 3.17)
- 文書13 賞じゆつ金に関する訓令(昭和38年防衛庁訓令第15号)(第1 2条関係)新旧
- 文書14 第2回安全保障法制整備検討委員会作業チーム会合 結果概要
- 文書15 第2回安全保障法制整備検討委員会作業チーム会合 議事
- 文書16 第2回安全保障法制整備検討委員会作業チーム会合 配席図
- 文書17 安全保障法制整備検討委員会の設置について(通達) (防防防(防)) 第18258号。27.11.20)
- 文書18 今後の作業チーム会合開催の基本的な方針
- 文書19 平和安全法制の施行に係る検討状況について
- 文書20 (参考) 改正を予定している政令
- 文書21 「なぜ」「いま」平和安全法制か? 首相官邸ホームページの平和 安全法制特集ページ
- 文書22 作業チーム開催後関連想定

別紙2 (開示すべき部分)

番号	対象文書	ページ	開示すべき部分
1	文書 1 4	1	「4. 議事」の本文全て
2		2	1 行目ないし5 行目17文字目
3			1 4 行目ないし1 7 行目
4			20行目5文字目ないし25行目25文字目
5		3	3 行目ないし8 行目32 文字目
6		4	3行目ないし5行目
7		5	5 行目の全て
8			7行目ないし14行目

⁽注)表中の文字数の数え方は、句読点、括弧、コロン(:)等も1文字と数 え、空白は数えない。